

# 国有財産北海道地方審議会

## 第86回議事録

平成22年2月15日(月)

### 国有財産北海道地方審議会委員名簿（敬称略、五十音順）

井上勝法	井上鑑定事務所（株）代表取締役
岩田圭剛	岩田地崎建設（株）代表取締役社長
河野明美	（株）キューブコーポレーション代表取締役
越塚宗孝	札幌国際大学観光学部教授
近藤龍夫	北海道電力（株）取締役会長
佐伯浩	北海道大学総長
坂井文	北海道大学大学院工学研究科准教授
坂本眞一	北海道旅客鉄道（株）相談役
堰八義博	（株）北海道銀行取締役頭取
船越ゆかり	北海道放送（株）テレビ本部編成局アナウンス部 シニアマネージャー
丸山博子	丸山環境教育事務所代表
万字香苗	弁護士
矢島收	（株）北海道新聞社経営企画室次長
横内龍三	（株）北洋銀行代表取締役頭取

(14名)

## 第86回国有財産北海道地方審議会

1. 開 会
2. 財務局長挨拶
3. 委員紹介
4. 会長選出
5. 会長挨拶
6. 会長代理指名
7. 報告事項
8. 閉会

### 1. 開 会

力石管財総括課長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第86回国有財産北海道地方審議会を開催いたします。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、管財総括課長の力石でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日の審議会は、委員総数14名のうち10名のご出席をいただいておりますので、国有財産北海道地方審議会規則第8条に基づく定足数に達しておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、このほか丸山委員がご出席の予定でございます。

### 2. 財務局長挨拶

力石管財総括課長　それでは、初めに北海道財務局長の渥美からご挨拶を申し上げます。

渥美財務局長　皆さん、こんにちは。

局長の渥美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の先生方には大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日ごろから国有財産行政をはじめとして、財務行政全般にわたり、格別なるご理解、ご協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

昨年10月1日付で当審議会の委員の改選があったわけですが、このたび新た

に委員にご就任いただきました方々におかれましては、快くお引き受けいただきました。誠にありがとうございました。また、引き続き委員にご就任いただきました方々におかれましても、何卒よろしく願います。

当審議会は、昭和31年7月に第1回が開催されて以来、今回で86回目の開催ということでございまして、大変歴史のある会議ということになります。この間、委員の皆様方からは貴重なご意見を賜りまして、北海道における国有財産行政に多大なる貢献をいただいているというところでございます。

本日は、残念ながらと申しますが、ご審議いただく案件というのはございませんが、現在、会長職が空席となっておりますため、後ほど皆様方の互選によりまして、会長をお決めいただくという運びとなっております。

また、前回の当審議会でご審議いただき、答申をいただきました事案につきまして、事務局から現在の状況をご報告させていただきたいと思っております。

また、国の庁舎等の使用調整につきましてもご報告させていただく事項がございますので、どうぞよろしく願います。

さて、最近の国有財産行政の現状について申し上げますと、財務省財務局は、国民共有の貴重な財産である国有財産の効率的な運用、適正な管理処分を行うという使命を持っておりますけれども、現下の厳しい財政状況において、売却可能な国有地の処分を促進し、財政収入確保への一層の貢献、これを我々は財政貢献という言葉で呼んでおりますが、財政貢献が求められているところでございます。しかしながら、世界的な金融危機を背景とした不動産の市況悪化などから、国有地の処分におきましても、非常に厳しい状況となっております。

また、国家公務員宿舎の整備計画につきましては、これまでも当審議会でご説明申し上げてきたところでございますけれども、先般の行政刷新会議の事業仕分けにおきまして、国有財産関係では、公務員宿舎建設等に必要な経費等が取り上げられまして、公務員宿舎のあり方については、速やかに関係省庁間において検討を行い、宿舎の建て替えについては、その検討を踏まえ実施することとし、それまでの間、継続案件や東京周辺以外の緊急建て替えを除き凍結することとし、継続案件についても、凍結可能なものについては凍結すると。ちょっとややこしい表現で、口頭で申し上げて申し訳ないんですが、というような評価結果となったところでございます。

当局では、公務員宿舎月寒東住宅と琴似住宅の整備を計画しておりますけれども、月寒東住宅につきましては、札幌市内に所在する経年済みの老朽宿舎を集約して緊急に建て替えるものであるため、建物の建設を継続することとなり、当初計画どおり、平成23年10月の竣工を予定しているところでございます。一方、琴似住宅については、平成23

年度以降に整備する計画でございますけれども、事業仕分けの評価結果により、関係省庁間で進められる公務員宿舎のあり方についての検討結果を踏まえ、今後対応していく予定でございます。

以上、最近の国有財産を巡る動きにつきまして、簡単にご紹介させていただきました。

私どもといたしましては、引き続き適正な国有財産行政を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

### 3. 委員紹介

力石管財総括課長 それでは、議事に入ります前に、今回は委員改選後の最初の審議会でございますので、僭越ではございますが、私の方から委員の皆様方をご紹介させていただきますと存じます。

最初に、新たにご就任いただきました3名の委員の皆様を、甚だ勝手ながら五十音順にご紹介いたします。

まず、株式会社キューブコーポレーション代表取締役の河野明美委員でございます。

(河野でございます。よろしく願いいたします。)

次に、まだお見えになっておりませんが、丸山環境教育事務所代表の丸山博子委員がご就任されております。

続きまして、株式会社北洋銀行代表取締役頭取の横内龍三委員でございます。

(横内でございます。よろしくどうぞお願いいたします。)

続きまして、引き続き委員にご就任をいただきました8名の委員の皆様をご紹介いたします。

井上鑑定事務所株式会社代表取締役の井上勝法委員でございます。

(井上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。)

札幌国際大学観光学部教授の越塚宗孝委員でございます。

(よろしくどうぞお願いいたします。)

北海道大学総長の佐伯 浩委員でございます。

(よろしくお願いいたします。)

北海道旅客鉄道株式会社相談役の坂本眞一委員でございます。

(坂本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。)

株式会社北海道銀行取締役頭取の堰八義博委員でございます。

(堰八でございます。よろしくお願い申し上げます。)

北海道放送株式会社テレビ本部編成局アナウンス部シニアマネージャーの船越ゆかり委員でございます。

(船越でございます。よろしくお願いいたします。)

次に、弁護士の万字香苗委員でございます。

(万字と申します。よろしくお願いいたします。)

株式会社北海道新聞社経営企画室次長の矢島 収委員でございます。

(矢島です。よろしくお願いいたします。)

なお、このほかに、岩田地崎建設株式会社代表取締役社長の岩田圭剛委員、北海道電力株式会社取締役会長の近藤龍夫委員、北海道大学大学院工学研究科准教授の坂井 文委員にご就任いただいておりますが、本日はご都合により、ご欠席でございます。

続きまして、本日出席しております当局の職員も合わせてご紹介させていただきます。

管財部長の三橋でございます。

(三橋です。よろしくお願いいたします。)

管財部次長の平野でございます。

(平野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。)

以上でございます。

#### 4. 会長選出

力石管財総括課長 それでは続きまして、今回は委員改選後、初めての審議会でございますので、まず新しく会長をご選任願うこととなります。

会長は、国有財産法施行令第6条の5の規定によりまして、委員の方々の中から互選により選出されることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

どなたか、ご推挙ございませんでしょうか。

坂本委員 坂本でございます。

ただいまお話のありました会長の件でございますけれども、当審議会の経験が長く、いろいろな分野に精通しておられまして、また各界で非常にご活躍をされておられます堰八委員が適任かと思っておりますが、いかがでございましょうか。

力石管財総括課長 ただいま坂本委員からご推挙いただきましたが、いかがでございましょうか。

(「異議ありません」の声あり)

では、ご異議がないようでございますので、堰八委員に当審議会の会長をお願いしたいと存じます。

それでは、堰八委員には、会長席の方へお移りいただきまして、以後の議事進行をよろ

しくお願い申し上げます。

## 5．会長挨拶

力石管財総括課長　恐れ入りますが、堰八会長の方からご挨拶をお願いいたします。

堰八会長　堰八でございます。

ただいま皆様からご選任をいただきまして、当審議会の会長を務めさせていただくことになりました。私にとりまして、大変重責でございますが、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、各委員、そして事務局の皆様方、よろしくお願い申し上げます。

さて、当国有財産北海道地方審議会は、北海道財務局長の諮問を受けまして、国民共有の財産であります国有財産を、いかに有効かつ効率的に活用していくかということを審議する大変重要な会議と考えております。

会長といたしまして、本審議会の使命を果たすために円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、これまで同様、活発なご議論を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 6．会長代理指名

堰八会長　それでは、早速議事を進めさせていただきたいと思っております。

さて、本日の議事に入ります前に、国有財産法施行令第6条の5によりまして、会長代理はあらかじめ会長が指名することになっておりますので、恐れ入りますが、私の方から指名をさせていただきたいと思っております。

会長代理には、佐伯委員をお願いしたいと思っております。佐伯委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本審議会は、審議会規則によりまして、議事録の公開を前提といたしております。後日、北海道財務局のホームページに内容を公開することといたしますので、皆様方にはご承知おき願います。

## 7．報告事項

堰八会長　それでは、これより議事に入りたいと思っております。

本来であれば、諮問事項について審議をいただくわけでございますけれども、本日は諮問事項はございませんので、議事次第にあります報告事項につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

三橋管財部長　管財部長の三橋でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日の報告事項は2件ございますが、私からは、前回、平成20年11月27日に開催しました第85回の当審議会において答申をいただいた案件につきまして、その後の処理状況をご報告させていただきます。

また、庁舎等の使用調整につきまして、管財部次長の平野よりご報告させていただきます。

まず、私から、お手元の報告事項1「審議会答申事案の処理状況について」という資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

事案名は、「札幌市東区に所在する一般会計所属普通財産を、札幌市に都市公園用地及び移転代替地として時価売払いすることについて」でございます。

財産の概要でございますが、所在地は、札幌市東区北45条東16丁目565番117。土地の面積は、2,740.99平方メートルでございます。

財産の沿革は、平成20年3月14日に当局が防衛省、北海道防衛局でございますが、より引き受けた財産でございます。

処理の相手方は札幌市で、利用計画は都市公園用地及び移転代替地でございます。

処理区分は時価売払、契約方式は随意契約、適用法令は会計法第29条の3第5項などでございます。

2ページをご覧ください。

財産の位置でございますが、地下鉄東豊線栄町駅の北方約0.4キロメートル、丘珠空港の北西方約0.6キロメートルに位置しております。

次に、3ページをご覧ください。

対象財産の形状でございますが、間口が124メートル、奥行き22メートルの長方形の平坦地でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

この土地のおおよそ下半分、青色の部分でございますが、都市公園用地、上半分、赤色の部分でございますが、公園整備のための移転代替地という利用計画でございます。

次に、5ページをご覧ください。

札幌市では、国有地の一部及び隣接する民有地を含めた縦・横比がほぼ1対1の形状の公園を整備することとしまして、公園区域内の民有地と公園区域に隣接する国有地を交換の上、公園整備を行おうとしたものでございます。

以上のような内容で、前回の当審議会にお諮りし、札幌市に対し時価売払いすることについて、適当と認める旨の答申をいただいております。

それでは、本件の処理状況についてご報告させていただきます。

6 ページをご覧ください。

当局と札幌市との売買契約は、平成 21 年 3 月に完了しておりますが、公園部分と移転代替地部分の 2 契約に分けてございます。これは、移転代替地として処分する部分については、通達によりまして、当局が指定する期日、平成 21 年 11 月 30 日でございますが、これまでに都市公園整備事業の代替地に供しなければならないという条件、これを用途指定と申しますが、これを契約に付す必要がございますが、公園の部分についてはこのような条件は必要がないため、契約を分けたというものでございます。

2 契約とも、契約日は、平成 21 年 3 月 5 日でございます。

公園部分は 1,240.56 平方メートルで、契約金額は 5,840 万円、移転代替地部分は 1,500.44 平方メートルで、契約金額は 7,060 万円でございます。

次に、国有地売却後の札幌市における処理状況でございますが、移転代替地につきましては、札幌市では当初、土地所有者と等価交換を考えていたようですが、方位や用途地域の関係で微妙に金額が一致しないため、限りなく等価に近い面積による売り渡しと買い取りの方式をとったということでございます。

すなわち、公園部分となる民有地については、札幌市が平成 21 年 5 月 28 日に購入し、移転代替地は札幌市から隣接土地所有者へ、21 年 6 月 24 日に売却しております。したがって、移転代替地の用途指定に関しては、当局との契約どおり履行されております。

なお、土地の鑑定及び測量は、前回の当審議会終了後に札幌市が実施したものでございます。

次に、7 ページをご覧ください。

公園の整備状況でございますが、諮問の際には、当時のイメージ図ということでご説明させていただいておりましたが、札幌市は、平成 21 年 1 月から、住民参加による計画案の検討を計 4 回行い、整備内容等を決定いたしました。最終的には、図面のような計画となっております。方位は、図面の左側が北でございます。

公園の名称は、栄町さくら公園でございます。

この計画に基づきまして、平成 21 年 9 月に造成工事に着手し、21 年度中に工事が完了し、オープンは平成 22 年 4 月 1 日の予定ということでございます。

なお、前回のご審議の中で、当時のイメージ図にございましたトイレの設置位置が、南東の角地にあったことにつきまして、景観上適当ではないのではないかとのご意見をいただいておりますが、当局からその旨を札幌市に伝えておりました。

札幌市では、地域住民による計画案の検討の中で、トイレの位置についても検討しております。また、東南の角地や東側道路に接する中央部分に設置するなど、複数の案を提案していただいておりますが、トイレを交差点に設置すると、民家へのにおいや、タクシーの駐車によ



る交通の問題があること、また、交差点近くに設置すると、四方から見通せるため防犯上よいなどの意見がありまして、検討の結果、地域住民のコンセンサスに基づき、先ほど申し上げた中間の位置である現在の位置になったということでございます。

もう1つ、公園が冬期間雪捨て場として利用されるケースが多いんですが、歩くスキーコースなどを整備して、冬場の活用を考える余地もあるのではないかとのご意見もいただいております。これにつきましても札幌市に伝えましたところ、冬期間であっても公園を開放し、原則として住民による自由な利用を提供しており、本件の公園では、規模から見て歩くスキーのコースの設置は難しいですが、築山でのそり遊びができるように計画しているとのことございました。

以上、第85回の審議会答申事案の処理状況についてのご報告とさせていただきます。

堰八会長 ありがとうございます。

それでは、今報告のありました件につきまして、何か皆様の方からご質問やご意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございます。

次に、報告事項2についてご説明をお願いします。

平野管財部次長 管財部次長の平野でございます。

私の方からは、「庁舎等の使用調整」につきまして、お手元の報告事項2という資料に基づいてご説明させていただきます。

本報告につきましては、前回及び前々回の審議会においてもご報告させていただいておりますが、このたび委員の改選がございましたので、改めまして制度概要などを含めてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、まずお手元の資料の1ページをご覧ください。

平成18年1月に、財務大臣の諮問機関であります財政制度等審議会から、「今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について」の答申をいただきまして、その中で、国の既存庁舎等の効率的な使用の推進ということで、まず1点目が使用調整の徹底、それから2点目が効率性を重視した監査という具体的方策が示されました。

また、使用調整の実施にあたっては、財政制度等審議会に付議した上で、庁舎等使用調整計画を策定することが適当である旨の提言をいただいております。

次に、2ページをご覧ください。

この答申を受けまして、国有財産法等を改正した後の事務手順をポンチ絵にしたものがございますが、庁舎等の有効活用・民間開放を図ることとしまして、監査により庁舎の使用状況について強力なチェックを行い、そこで無駄な使用があれば、無駄を解消するため

の入れ替えを行い、この結果、不用となった庁舎は売却等するというのが新たな庁舎等の調整事務の流れとなっております。

次に、3ページをご覧ください。

財政制度等審議会に付議した上で、庁舎等使用調整計画を策定する対象となるものは、そこに掲げてありますように、使用調整対象面積の合計が600平方メートル以上の事案や、面積が600平方メートル未満であっても、地域の関心が高いもの、あるいは官署の移転・再配置等に伴い、複数の官署の調整が必要となる事案でございますが、これらの事案につきましては、各財務局に設置しております地方有識者会議の意見をいただき、財政制度等審議会に諮った上で、財務大臣が決定することになっております。

次に、4ページをご覧ください。

庁舎等の調整に係る法律根拠についてご説明させていただきます。

ただいま申し上げました、庁舎等使用調整計画を策定して行う調整を、参考1に記載しております、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法、これを「庁舎法」と言いますが、この庁舎法第4条の規定に基づく「使用調整」とっております。

一方、この使用調整の対象とならない事案につきましては、参考2に記載しております、国有財産法第10条の財務大臣の総括権の一般規定に基づいて行う調整となりますことから、「10条調整」とっております。

次に、5ページをご覧ください。

上段の表は、平成18年度から19年度の2ヵ年にかけて当局が実施いたしました実態監査結果を取りまとめたものでございます。この結果、黄色で着色した「余剰が認められた庁舎」が、当初、全体で30庁舎、延べ床面積約1万800平方メートル、内訳としましては、使用調整事案が6庁舎、約3,600平方メートル、10条調整事案が24庁舎、約7,200平方メートルございましたが、5ページ中段から7ページにまたがる一覧表におきまして、水色又は青色で着色済みの12庁舎につきましては、逐次、関係官署と調整を行って、当審議会にご報告させていただいたところでございます。

大分前置きが長くなりましたが、今回の報告事項となります2事案につきましてご説明させていただきます。いずれも国有財産法第10条の財務大臣の総括権に基づく財務局長権限の調整事案でございます。

まず、1つ目の事案でございますが、6ページの10条調整分の一覧表下段に黄緑色で着色しました「札幌地方検察庁蒲河支部庁舎」でございます。本庁舎につきましては、平成19年度に当局が実施いたしました実態監査により余剰面積が生じたことから、10条調整を行ったものでございます。

事案の内容につきましては、ちょっと飛んで、8ページをご覧くださいと思います。

本庁舎が所在しますエリア内に札幌国税局浦河税務署庁舎がございますが、税務署庁舎は、経年による建物の老朽化、設備等の陳腐化、耐震診断における耐震不足等が判明し、建物の継続使用に支障を来しておりましたことから、本庁舎に税務署を集約させるべく、札幌地方検察庁と調整を行ったところ、税務署業務の執行が可能となる余剰面積以上のスペースが確保できたものであります。

また、この調整によりまして、平成22年度末に税務署が本庁舎に転居した暁には、税務署庁舎跡地約1,600平方メートルが売却可能財産として生み出されることとなり、財政収入に貢献するものであります。

次に、9ページをご覧ください。

2つ目の事案でございますが、本件は、これまでご説明したような実態監査により余剰が生じた庁舎でなく、新たに入居官署の移転に伴って調整を行うこととなりました、札幌第3合同庁舎でございます。

本庁舎につきましては、従来10官署が入居しておりましたが、平成21年2月に、入居官署一覧表下段の札幌中央労働基準監督署が当札幌第1合同庁舎へ転居したことによりまして、空きスペースが生じたことから、10条調整を行ったものでございます。

本庁舎は、全ての入居官署が狭隘の状況にありますが、特に札幌地方検察庁につきましては、狭隘が著しい中、犯罪被害者等基本計画に基づく被害者参加制度や裁判員制度などへ対応するための執務スペースが確保できない状況にあったこと、また、札幌入国管理局につきましては、狭隘に加え、近年、外国人入国者が増加し、手続きカウンターや待合スペースの狭隘が進んでいましたことから、他の入居官署の了解を得た上で、札幌地方検察庁と札幌入国管理局にそれぞれ追加配分し、庁舎の有効活用を図ることとしたものであります。

以上、庁舎等の使用調整についてのご報告とさせていただきます。

堰八会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項の説明につきまして、委員の皆様から、何かご質問、ご意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、報告事項をこれで終了させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、本日の審議会の議事は終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

委員の皆様には、審議にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

力石管財総括課長 堰八会長、どうもありがとうございました。

8 . 閉会

力石管財総括課長      これをもちまして第86回国有財産北海道地方審議会を終了いたします。